

ファーストでんさいネット 利用規定

第1条 定義

- (1) ファーストでんさいサービス(以下「本サービス」といいます)とは、株式会社全銀電子債権ネットワーク(以下「でんさいネット」といいます)の定める「株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程」(以下「業務規程」といいます)、「株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程細則」(以下「細則」といいます)において、利用者が窓口金融機関を通じて行うこととされている事項に関し、株式会社富山第一銀行(以下「当行」といいます)が、窓口金融機関として提供する電子記録債権の発生・譲渡等にかかるサービスをいいます。なお、業務規程および細則は、でんさいネットのウェブサイトおよび当行のウェブサイトに掲載されております。
- (2) 本サービスの利用にあたっては、利用者は、ファーストでんさいネット利用規定(以下「本規定」といいます)、業務規程、および細則の各条項に従うものとします。

第2条 利用対象者

- (1) 本サービスを利用するためには、次の要件を全て満たす必要があります。
 - ① 法人、国、地方公共団体または個人事業主であること
 - ② 当行本支店に普通預金口座、または当座預金口座をお持ちであること
 - ③ 当行の法人向けインターネットバンキング「<ファースト>ビジネスWeb」(以下「ビジネスWeb」といいます)を利用していること
 - ④ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しない、または次のいずれかに該当しないこと
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ⑤ 本人が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした者でないこと
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

第3条 利用申込

- (1) 本サービスの利用申込にあたっては、本規定、業務規程および細則の内容を承認のうえ、当行所定の申込書(以下「申込書」といいます)を、当行に提出する必要があります。
- (2) 申込書の「届出印」欄に付された印影または署名が、今後作成される本サービスに関する書類に付された場合、その書類は本サービスに係る利用者の意思を表示したものとみなすものとします。
- (3) 当行は、利用申込書の記入事項を確認のうえ、申込を承諾する場合は、利用者に対して利用者番号等を記載した通知書を届出住所へ郵送します。
- (4) 前項の通知に記載された利用開始日をもって、本サービスの利用契約(以下「利用契約」といいます)が成立したものとみなします。

- (5) 当行は、本規定、業務規程および細則ならびに当行所定の審査基準により申込の可否を判断します。その結果、前条の要件を満たしている場合であっても、本サービスの利用を承諾しない場合があります。利用申込時に虚偽の事項を申請したことが明らかになった場合は、承諾を取り消すことがあります。
- (6) 利用申込の承諾後であっても、利用申込者が前条の要件を満たさないことが判明した場合、または虚偽の事項を申請していることが明らかになった場合には、当行はその承諾を取り消す場合があります。ただし、承諾が取り消された場合でも、利用者は本サービスの利用により既に発生した義務については本規定に従って履行する責任を免れないものとし、また、その場合に生じた損害について、当行はその利用の如何を問わず、いかなる責任を負わないものとし、

第4条 サービス内容

(1) 利用方法

本サービスの利用にあたっては、ビジネスWebを通じて利用するものとします。

(2) 本サービスに係る利用口座の指定

本サービスのご利用にあたり、利用者は、電子記録債権決済口座（以下「決済口座」といいます）、および本サービス利用手数料の引落口座（以下「手数料引落口座」といいます）の指定が必要になります。

(3) 債権者利用限定特約

利用者は、債権者利用限定特約を締結する場合には、当行所定の手続によるものとします。

(4) 電子記録の範囲の制限に係る申出

利用者は、自ら請求することのできる電子記録の範囲を制限することを希望する場合には、当行に対し当行所定の申出を行うこととします。

(5) 電子記録の請求

① 利用者は、次の電子記録の請求にあたっては、ビジネスWebを通じて行うものとします。

- A. 発生記録
- B. 譲渡記録
- C. 支払等記録
- D. 変更記録
- E. 保証記録
- F. 分割記録

② 発生記録の請求に関し、業務規程第27条第1項に定める債権者請求方式にて行うことを希望する場合には、利用者は、当行に対し、当行所定の申出をするものとします。

③ 利用者は、電子記録債権の当行への譲渡（割引や譲渡担保）を希望する場合には当行所定の手続に従い申込するものとします。

(6) 口座間送金決済

① 電子記録債権の支払期日における支払いは、口座間送金決済によるものとします。

② 電子記録債権の支払いに必要な資金は、支払期日の当行所定の時限までに、決済口座に入金するものとします。なお、当行所定の時限を経過後に入金された場合は、電子記録債権の支払資金とならないことがあります。この場合当行は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き責任を負いません。

③ 口座間送金決済に関し、同一の日に複数の電子記録債権の引落としがある場合ならびに、電子記録債権以外の引落としがある場合、引落としの順序は当行の任意とします。

④ 口座間送金決済の引落としにあたっては、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定にかかわらず、通帳・キャッシュカード・払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により自動的に引落とします。なお、これにかかる引落としにあたり、当行は領収書を発行いたしません。

(7) 異議申立

① 債務者である利用者が、異議申立および異議申立預託金の預入れを行う場合、または異議申立預託金預入の免除の申立を行う場合、当行所定の手続に従って行うものとします。

② 異議申立預託金の預入れは、事前に当行と協議のうえ、対象債権の支払日（銀行休業日の場合は、翌営業日）中に行うものとします。ただし、当行が別途認められた場合には、この限りではありません。

(8) 電子記録に記録されている事項の通常開示の請求および方法

利用者は、電子記録に記録されている事項の開示の請求のうち、通常開示の請求にあたっては、ビジネスWebを通じて行うものとします。

(9) 電子記録の通知

- ① 利用者に対して通知が必要な電子記録があった場合、当行は当行所定の方法により、遅滞なく、当該利用者に対して、通知を行うものとします。
- ② 当行は、当該通知の遅延または不達により利用者に生じた損害については、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第5条 本人確認

- (1) 当行は、ビジネスWebによる本サービス利用時の本人確認は、ビジネスWebに係る「ログインID」、「ログインパスワード」で行います。また、利用者による各種取引内容を承認する際の「承認パスワード」は、当行所定の登録基準に基づき設定することとします。承認パスワードの有効期限は当行が定めることとし、有効期限を経過前に当行所定の手続を行わなかった場合、または、当行が任意に定める回数を連続して承認パスワードを誤入力した場合、当行は自動的に本サービスの利用を停止します。利用停止の解除については当行所定の手続によることとします。
- (2) 利用者は、「ログインID」、「ログインパスワード」および「承認パスワード」(以下「ID・パスワード」といいます)の管理・利用について全ての責任を持つこととし、理由の如何を問わず第三者に開示し、または使用させてはならないこととします。また、利用者は盗用・不正使用等の防止措置を講じることとします。
- (3) 当行は、利用者が行った本サービスに係る各種取引について、当行所定の方法により入力された「ID・パスワード」と事前登録内容との一致をもって真正な取引と認め、受付・取扱いします。
- (4) 当行は、本サービスに係る当行への各種届出書類、依頼書類等について、その署名・印影と印鑑証明書または決済口座に係る届出の署名、取引印と相当の注意をもって照合し、一致を確認した際は本人に相違ないと認めて、受付・処理します。
- (5) 当行が前2項の取扱いを行ったうへは、「ID・パスワード」または書類、印章等につき、万一盗用・不正使用または偽造・変造その他の事故があっても、そのために利用者に生じた損害について、当行は責任を負わないものとします。

第6条 利用口座の届出

- (1) 本サービスの利用申込に際して、利用者は、ビジネスWebのサービス指定口座を、決済口座として申込書により指定するものとします。また、あわせて、手数料引落口座も申込書により指定するものとします。
- (2) 手数料引落口座は、取引店に開設した利用者と同じ名義の当座預金もしくは普通預金(決済用普通預金を含みます)のうち当行が認めたものに限るものとします。決済口座を手数料引落口座に指定することもできます。

第7条 利用時間

本サービスの利用日・利用時間は、当行が定めた利用日・利用時間内とします。ただし、当行はこの利用時間を利用者に事前に通知することなくこれを変更する場合があります。なお、当行の責めによらない回線工事等が発生した場合は、取扱時間中であっても利用者に予告なく、取扱いを一時停止または中止することがあります。

第8条 手数料

- (1) 利用者は、本サービスの利用にあたり、当行所定の手数料(消費税等相当額を含みます)を支払うものとします。
- (2) 利用者は、本サービスの利用に係る当行所定の手数料(消費税等相当額を含みます)について、本規定第6条第1項に基づく手数料引落口座から、当行所定の日に預金口座振替の方法により支払うこととします。
- (3) 本条第2項の手数料の引落しにあたっては、当行の普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)、当座勘定規定にかかわらず通帳・カード・払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により自動的に引落します。なお、これにかかる手数料の引落しにあたり、当行は領収書を発行いたしません。
- (4) 当行は、手数料種類、手数料単価等を変更する場合は、その都度当行所定の方法で変更内容を利用者へ通知します。

第9条 解約

(1) 利用者からの利用契約の解約

- ① 利用者は、当行所定の解約申込書を当行に提出することにより、利用契約の解約を申出することができます。
- ② 前号の解約は、でんさいネットが、対象となる利用契約に係る電子記録債権の全部が消滅したことを支払等記録によって確認したときに、その効力が発生します。なお、解約の効力発生前に生じた損害について当行は責任を負いません。

(2) 当行からの利用契約の解約

- ① 当行は、利用者が、以下の事由の一つでも該当する場合は、利用契約を解約することができます。なお、解約の通知は書面により行うものとします。
 - A. 業務規程、細則および本規定に繰り返し違反し、もしくは違反した状態が継続する等、当行およびでんさいネットの運営を損なう行為があった場合
 - B. 破産手続またはそれに準ずる倒産手続が開始された場合
 - C. 個人である利用者が死亡した場合
 - D. 公序良俗に反する行為を行った場合
 - E. 決済口座が強制解約された場合
 - F. 利用者の責めに帰すべき事由により所在不明になった場合
 - G. 本規定第2条に規定する要件を満たさなくなった場合
- ② 前号の解約は、前号の通知に明記する解除日に生じるものとします。

第10条 個人である利用者が死亡した場合の取扱い

- (1) 当行は、利用者が死亡したことを知った場合には、当該利用者の本サービスにかかる取引を全て停止します。
- (2) 当行は、利用者が死亡したことを知った場合には、死亡した利用者を債権者とする電子記録債権の債務者または、死亡した利用者を債務者とする電子記録債権の債権者に対してその旨を通知します。
- (3) 相続人は、当行所定の書面により自らが死亡した利用者の地位を承継した旨を届出ることとします。
- (4) 前項の届出をした利用者は、業務規程第22条第1項第6号に定める記録請求を行うことができるものとします。
- (5) 当行は、死亡した利用者に本サービスに係る電子記録債権が存在しない場合には、本サービスの利用契約を解除します。

第11条 債務者利用停止措置

- (1) 当行は、利用者が次の事由に該当する場合には、当該利用者を債務者または保証人とする発生記録または保証記録（譲渡記録に係る保証記録の請求を除きます）の請求を停止する措置（以下「債務者利用停止措置」といいます）をとることができます。
 - ① 本規定、業務規程および細則に違反した場合
 - ② 取引停止処分となった場合
 - ③ 当行が特に必要と認めた場合
- (2) 当行は、前項第1号または第2号を事由とする債務者利用停止措置をした場合には、当該措置を受けた利用者が締結している全ての利用契約について、債務者利用停止措置を適用します。
- (3) 当行は、債務者利用停止措置を受けた利用者について、細則第10条に定める期間が経過した後、債権者利用限定特約を締結した利用者として取扱うものとします。
- (4) 業務細則第10条に定める期間を経過した後は、当該利用者は、当行所定の手続により、債権者利用限定特約の解除を申出することができます。
- (5) 当行は、前項の申出を受けた場合、本規定第3条に定める利用申込に準じた審査を行います。

第12条 利用者の申出による利用制限措置

- (1) 利用者は、当行所定の手続により業務規程第22条第1項第9号に定める利用制限を申出することができます。
- (2) 利用者は、前項の利用制限の解除をする場合は、当行所定の手続にて申出のものとします。

第13条 利用者登録事項の変更

- (1) 利用者は、業務規程第19条に定める利用者登録事項に変更が生じた場合は、当行所定の手続により、遅滞なく届出るものとします。また、変更の届出は、当行の変更手続が完了した後に有効となります。なお、この届出前に生じた損害については、利用者が全ての責任を負うものとし、当行は責任を負いません。
- (2) 利用者が届出を怠ったことにより不利益を被った場合、当行は一切その責任を負わないものとします。
- (3) 本条第1項の規定に関わらず、合併または会社分割により利用者登録情報に変更が生じた場合には、当該合併または会社分割により利用契約の地位を承継した者は、当行所定の手続により、遅滞なく利用契約の地位を承継した旨を届出るものとします。この場合において、承継した利用契約に係る取引停止処分その他の制限を承継するものとします。
- (4) 当行は、本条第1項の届出を受けた場合、本規定3条に準じた審査を行い、利用者登録事項を変更するものとします。
- (5) 利用契約の承継者が本規定第2条の要件を満たさない場合、当行は、当該利用契約を解除します。

第14条 破産手続開始等の届出

利用者は、破産手続開始の決定その他、細則第12条に定める事由が生じた場合は、当行所定の手続により、遅滞なく届出るものとします。

第15条 支払不能処分制度

- (1) 当行は、債務者の信用に関しない事由その他細則第43条第1項に定める事由により支払不能になった電子記録債権があった場合には、第0号不渡事由としてでんさいネットへ通知するものとします。
- (2) 当行は、細則第43条第2項に定める事由により支払不能となった電子記録債権があった場合には、第1号支払不能事由としてでんさいネットへ通知するものとします。
- (3) 当行は、細則第42条第2項第2号①から⑥に定める事由により支払不能となった電子記録債権があった場合には、第2号支払不能事由としてでんさいネットへ通知するものとします。
- (4) でんさいネットは、業務規程第47条第1項に定める通知に係る支払不能電子記録債権の債務者について、当該支払不能電子記録債権の支払期日から起算して6か月以内の日を支払期日とする他の電子記録債権に係る2回目の支払不能事由が当行から通知された場合には、以下に掲げる場合を除き、当該2回目の支払不能事由に係るでんさいの支払期日から起算して3営業日を経過した日に、当該債務者に対し、取引停止処分を科すものとします。
 - ① 第0号支払不能事由が当行から通知された場合
 - ② 第2号支払不能事由が当行から通知され、当該第2号支払不能事由に対し、業務規程第50条に定める異議申立がなされた場合
 - ③ すでに取引停止処分が科された利用者に係る場合
- (5) 取引停止処分は、2回目の支払不能電子記録債権の支払期日から起算して2年を経過する日まで(以下「取引停止処分期間」といいます)継続するものとします。
- (6) 当行は、取引停止処分期間中の利用者に対し、与信取引を行いません。ただし、債権保全のための与信取引は、この限りではありません。

第16条 支払不能に関する異議申立

- (1) 利用者は、支払期日の前営業日までに所定の異議申立書を当行に提出することにより、第2号支払不能事由(不正作出を除く)に対する異議申立をすることができます。
- (2) 利用者は、異議申立に際して、対象となる電子記録債権の債権金額相当額を異議申立預託金として、支払期日の午後3時まで当行に預託することとします。異議申立預託金は、業務規程第51条により、当行はでんさいネットからの返還許可があるまで返還いたしません。
- (3) 利用者が本条第2項に定める異議申立預託金の預託ができない場合、当行は異議申立がなかったものとし、支払不能処分の対象として取扱いいたします。
- (4) 利用者は、第2号支払不能事由が細則第42条第2項第5号に定める不正作出である場合には、支払期日の前営業日までに所定の異議申立書を当行に提出することにより、異議申立預託金の預託を免除するよう申し出ることができます。

第17条(記録事項等の開示)

- (1) 利用者は、当行を通じてでんさいネットに対し、業務規程第57条に定める事項について、記録事項の開示を請求できます。
- (2) 前項に定める開示は、利用者自らビジネス Web により行うものとし、請求結果はビジネス Web 画面上に表示します。
- (3) 利用者または利用契約を解約しまたは解約された元利用者は、細則第5条に定める事項について開示を請求できません。

第18条 サービスの休止

当行はシステムおよび安全性の維持、その他必要な理由がある場合は、利用時間中であっても利用者に連絡することなく本規定に基づくサービスを一時停止または中止することができるものとします。休止の時期等については、当行ウェブサイト等への掲載により公表します。

第19条 契約期間

利用契約の契約期間は契約日から起算して1年間とし、利用者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第20条 通知手段

当行は利用者に対し、当行からの通知・確認・案内等を行う場合があります。利用者は当行からの通知・確認・案内等の手段として、郵便、電話、電子メールが利用されることに同意するものとします。

第21条 免責事項

- (1) 当行が、本サービスに係る請求に関する書類等に使用された印影または署名を、当行に届出た印鑑、署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合には、それらの書類等について偽造、変造、その他いかなる事故があっても、それにより利用者が生じた損害について当行は責任を負いません。
- (2) 当行が、本サービス利用に際して顧客から送信された利用者ID・パスワードと当行に登録された利用者ID・パスワードとが一致したことを確認した場合には、ID・パスワードの不正使用その他事故等が発生し、それにより利用者が生じた損害について当行は責任を負いません。
- (3) 本サービス利用に際して利用者の届出がなされなかった場合または、届出の内容に誤りがあった場合には、それにより利用者が生じた損害について当行は責任を負いません。
- (4) 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害が生じた場合には、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- (5) 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が受信または送信した情報に誤り、遅延、欠落等が生じた場合には、そのために利用者が生じた損害について、当行に故意または重大な過失があるときを除き、当行は責任を負いません。
- (6) 当行は、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴、不正アクセス等がなされたことにより利用者の取引情報等が漏えいした場合には、そのために利用者が生じた損害について、当行に故意または重大な過失があるときを除き、当行は責任を負いません。

第22条 海外からの利用

本サービスは、国内からのご利用に限るものとし、利用者は海外からのご利用については、各国の法令、通信事情、その他の事由により本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合があることに同意するものとします。

第23条 移管

- (1) 決済口座を利用者の都合で移管する場合、本規定に基づく契約は解約となり、移管後も本サービスを利用いただく場合には、移管後の口座であらたに契約の手続きを行ってください。
- (2) 決済口座が店舗の統廃合等、銀行の都合で移管された場合には、原則として、本規定に基づく契約は新しい取引店に移されます。ただし、利用者に連絡のうえ個別の対応とさせていただく場合もありますのでご了承ください。

第24条 関連規定の適用・準用

業務規程、細則、本規定に定めがない事項については、〈ファースト〉ビジネスWeb利用規定、普通預金規定、当座勘定規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と業務規程、細則、本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては業務規程、細則、本規定が優先的に適用されるものとします。

第25条 準拠法・合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関して万一紛争が生じ、やむを得ず訴訟を必要とする場合には、当行本店所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

第26条 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- (3) 業務規程、細則の内容は、でんさいネットの定める方法により変更される場合があります。